

富良野市都市再生推進法人の指定に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書等
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 活動地域内の他の地域団体が作成した都市再生推進法人推薦書（第2号様式）
- (11) 富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第2号に規定する暴力団員等が所属していないことを示す誓約書（第3号様式）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (6) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。

2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

2 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 都市再生推進法人は、毎事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書等を事業計画報告書（第7号様式）により市長に提出するものとする。

2 都市再生推進法人は、毎事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を事業報告及び収支決算報告書（第8号様式）により市長に提出するものとする。

（監督等）

第6条 市長は、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第121条第1項の規定により、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市長は、業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、都市再生推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、都市再生推進法人が前条第2項の規定による命令に違反したときは、法第121条第3項の規定により、指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定により告示するものとする。

4 市長は、都市再生推進法人から申出があったときは、法第118条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

5 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。